

運転免許証自主返納・運転経歴証明書 交付申請の出張窓口を開設

帯広運転免許試験場や帯広警察署まで行くことが困難な方のために、帯広警察署と連携して臨時窓口を開設します。この機会にぜひ、運転免許証の返納について検討ください。

当日は、マイナンバーカードやコミュニティバス半額乗車券交付申請の受け付けも併せて行います。手続きには予約が必要ですので、下記の問い合わせ先まで申し込みください。



- 手続きには本人が来場ください。
- 免許証を返納した時点で、自動車を運転することができなくなります。来場には公共交通などを利用ください。

地区	日にち	時間		場所	定員
忠類地区	11月18日(金)	午前の部	午前 10 時～正午	忠類コミュニティセンター 児童室	14 人
		午後の部	午後 1 時～2 時 30 分		
札内地区	11月21日(月)	午前の部	午前 10 時～正午	札内コミュニティプラザ 会議室 2	16 人
		午後の部	午後 1 時～3 時		
幕別地区	11月22日(火)	午前の部	午前 10 時～正午	役場 1 階ロビー	14 人
		午後の部	午後 1 時～2 時 30 分		

予約受け付け

- ▶受付期間
11月1日(火)午前8時45分から各開催日の2日前まで
- ▶申込先
幕別地区・札内地区…防災環境課交通防犯係(☎54-6601)
忠類地区…忠類総合支所地域振興課住民生活係(☎8-2111)
※申し込みは先着順となります。(30分単位での予約受け付け)

対象者

- ▶運転免許証の自主返納
町内に居住し、運転免許証を保有している方で、次のいずれにも該当しない方
 - ①免許の有効期限が切れている方
 - ②免許の取り消し基準に該当している方
 - ③免許停止中の方または免許停止の基準に該当している方
 - ④再試験の基準に該当している方
 ※出張窓口では全ての免許の種類を取り消す場合のみ対応します。
- ▶運転経歴証明書の交付
 - ①今回の出張窓口で自主返納した方
 - ②返納・失効してから5年以内の方
 ※交付までに1カ月程度かかります。

持ち物

- ▶自主返納の手続きする方全員 運転免許証
- ▶運転経歴証明書の交付手続きを行う方は下記のものも必要です。
 - ・発行手数料(北海道収入証紙 1,100円分を持参してください。)
 - 購入できる場所…北洋銀行幕別支店、札内農協金融窓口、忠類農協金融窓口
 - ・申請用写真(会場で無償撮影しますが、持参した写真でも使用できます。)
 - ・運転免許証を返納済みの方は、住所および生年月日の記載がある証明書

☎防災環境課交通防犯係(☎54-6601)、忠類総合支所地域振興課住民生活係(☎8-2111)

自主返納に併せて 申請しませんか？

関連
8 ページ

1 マイナンバーカード

運転免許証を自主返納する方を対象に、マイナンバーカード交付申請の受け付けをします。
希望する方は、免許自主返納の予約時に併せて申し込みください。

▶手続きに必要なもの

- ・本人確認書類(有効期間内の運転免許証など)
- ・交付申請書(手元にある場合は持参してください。ない場合でも手続きできます。)
- ・通知カードまたは住民基本台帳カード

☎マイナンバーカードに関すること
住民課戸籍住民係(☎54-6602)

2 コミュニティバス半額乗車券

幕別地区および札内地区の会場では、運転免許証を自主返納した方を対象にコミュニティバス半額乗車券(1年間有効)の交付申請を受け付けます。

マイナンバーカードの 申請はお早めに！

マイナポイント付与の対象となる

マイナンバーカード申請期限:令和4年12月31日
マイナポイント申し込み期限:令和5年2月28日

延長になりました

▶月曜～金曜(祝日を除く)の午前8時45分から午後5時30分まで、いつでもマイナンバーカードの申請や受け取りができます。

☎住民課戸籍住民係、忠類総合支所、札内支所
※札内支所のみ毎週水曜午後7時まで夜間延長窓口を実施しています。
※札内支所での受け取りは予約制です。☎札内支所(☎56-2111)

▶職員がマイナンバーカード申請のサポートをしています。

マイナンバーカードの申請に必要な顔写真を無料で職員が撮影し、オンラインでの申請をサポートしています。予約は必要ありませんが、窓口の混雑状況により、お待ちいただく場合があります。

- 持①本人確認書類
- ・1点でよいもの:運転免許証、運転経歴証、パスポート
 - ・2点必要なもの:健康保険証、介護保険証、年金手帳などの氏名と住所の記載があるもの
- ②通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ③交付申請書(持っていない方、届いていない方は窓口で新しい申請書を発行します)

☎住民課戸籍住民係、忠類総合支所、札内支所

＼役場に来なくても手続きできる！／
企業・団体への出張申請を受け付け中

企業や地域の団体が指定する場所に町職員が出向いてマイナンバーカードの申請を受け付けします。
☎12月23日(金)まで(土日祝日を除く)

▶出張申請の申し込み条件

- ①幕別町内に事業所がある企業や団体(町内会など)
 - ②幕別町内に住所がある方で、申請者が5人以上いること
 - ③団体側で会場と机・椅子・電源などの備品を用意できること
 - ④団体側で申請者の名簿の提出、申請者へ必要書類の配布・周知を行えること
- ※幕別町外に住所のある方は対象外です。
※すでに郵便やスマートフォンなどからマイナンバーカードの申請をした方は対象外です。



- ①顔写真付きの本人確認書類になります
・運転免許証やパスポートを持っていない方でも無料で作成することができます。
・旧姓(旧氏)の併記もできます。
・マイナンバーの確認と本人確認が1枚でできる唯一のカードです。
- ②健康保険証として使えます
※対応している医療機関・薬局のみ
- ③新型コロナウイルス予防接種証明書の電子交付ができます
※別途スマートフォンアプリのダウンロードが必要です。
- ④マイナポータルで暮らしがもっと便利に
・薬剤情報や医療費通知情報など20項目以上の情報が確認できます。
・確定申告の医療費控除が簡単に！

マイナンバー
カードって
どんな時に
使えるの？

＼仕事・学校などで平日に来られない方へ／
臨時窓口を開設します(予約制)

- ▶臨時窓口でできること
マイナンバーカードの受け取り・申請、マイナポイントの手続き
- ☎①11月13日(日) 午前9時～正午
②12月11日(日) 午前9時～正午
※予約の際に受付日時を指定させていただきます。
※窓口の混雑状況により、お待ちいただく場合があります。
- ☎札内支所 ※札内在住以外の方も受け取り・申請ができます。
- 持【受け取りに必要なもの】
- ①個人番号カード交付通知書
 - ②本人確認書類
 - ・1点でよいもの:運転免許証、運転経歴証、パスポート
 - ・2点必要なもの:健康保険証、介護保険証、年金手帳などの氏名と住所の記載があるもの
 - ③通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- 【申請に必要なもの】
- ①本人確認書類
 - ・1点でよいもの:運転免許証、運転経歴証、パスポート
 - ・2点必要なもの:健康保険証、介護保険証、年金手帳などの氏名と住所の記載があるもの
 - ②通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
 - ③交付申請書(持っていない方は新しい申請書を発行します)
 - ④顔写真
無料で顔写真を撮影します。必ず申請者本人が来庁してください。
※カード申請から受け取りまで1カ月～1カ月半程度かかります。
- ☎住民課戸籍住民係(☎54-6602)、忠類総合支所地域振興課地域振興係(☎8-2111)、札内支所(☎56-2111)

令和4年度「全国学力・学習状況調査」結果

文部科学省では、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象として、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題の検証・改善、また学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善などに役立てることを目的に、平成19年度から「全国学力・学習状況調査」を実施しています。

この調査では、国語および算数(数学)が毎年度、理科および英語(中学校のみ)が3年に1度の調査となっています。今年度は、4月19日に児童生徒437人を対象に、国語、算数(数学)および理科の教科に関する調査と生活習慣や学習環境に関する質問紙調査を行いましたので、その結果を公表します。教育委員会では、本調査結果を活用し、児童生徒一人ひとりが確かな学力を身に付けられるよう、今後も取り組みを進めていきます。

◆生活習慣や学習環境に関する質問紙調査結果(主なもの)

質問に対して、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合を示したものです。

将来の夢や目標を持っている

	小学校6年生	中学校3年生
幕別町	84.3%	72.4%
全道	78.5%	66.3%
全国	79.8%	67.3%

難しいことでも失敗を恐れないで挑戦している

	小学校6年生	中学校3年生
幕別町	77.4%	73.5%
全道	71.2%	64.8%
全国	72.5%	67.1%

人が困っているときは進んで助けている

	小学校6年生	中学校3年生
幕別町	90.4%	90.3%
全道	88.8%	86.9%
全国	88.9%	88.4%

家で自分で計画を立てて勉強をしている

	小学校6年生	中学校3年生
幕別町	79.6%	76.8%
全道	76.6%	59.7%
全国	71.1%	58.5%

自然の中で遊ぶことや自然観察をしている

	小学校6年生	中学校3年生
幕別町	71.8%	58.0%
全道	67.8%	55.6%
全国	65.1%	55.0%

◆教科に関する調査結果(国語/算数・数学/理科)

	小学校6年生	中学校3年生
全体的な傾向	国語は全国平均・全道平均を下回り、算数および理科は全道平均とおおむね同様だったものの、全国平均を下回った。	すべての教科で全国平均・全道平均を上回った。

○理解している・身に付いている内容

教科	小学校6年生	中学校3年生
国語	必要なことを質問し、話し手が伝えたいことや自分が聞きたいことの中心を捉えること 学年別漢字配当表に示されている漢字を文の中で正しく使うこと	自分の考えが分かりやすく伝わるように表現を工夫して話すこと 表現の技法について理解すること
算数数学	目的に応じて円グラフを選択し、必要な情報を読み取ることができること 示された作図の手順を基に、図形を構成する要素に着目し、平行四辺形であることを判断できること	多数の観察や多数回の試行によって得られる確率の意味を理解していること 事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明することができること
理科	自分で行った観察で収集した情報と追加された情報を基に問題に対するまとめを検討して、改善し、自分の考えをもち、その内容を記述できること 自分で発想した実験の方法と追加された情報を基に実験の方法を検討して、改善し、自分の考えをもち、その内容を記述できること	節足動物の外部形態の観察結果と調べた内容を生活場所や移動の仕方と関連付けて、体のつくりと働きを分析して解釈できるかどうかをみること 実験の結果が考察の根拠として十分かどうかを検討し、必要な実験を指摘して実験の計画を改善できるかどうかをみること

○課題のある内容

教科	小学校6年生	中学校3年生
国語	人物像や物語の全体像を具体的に想像すること 文章全体の構成や書き表し方などに着目して文や文章を整えること	事象や行為、心情を表す語句について理解すること 行書の特徴を理解すること
算数数学	百分率で表された割合と基準量から比較量を求めることができること 分類整理されたデータを基に目的に応じてデータの特徴を捉え考察できること	問題場面における考察の対象を明確に捉えることができること データの傾向を的確に捉え、判断の理由を数学的な表現を用いて説明することができること
理科	実験で得た結果を問題の視点で分析して、解釈し、自分の考えをもち、その内容を記述できること 水是水蒸気になって空気中に含まれていることを理解していること	継続的に記録した空の様子を撮影した画像と百葉箱の観測データを天気図に関連付けて、天気の変化を分析して解釈できるかどうかをみること 化学変化に関する知識および技能と「エネルギー」を柱とする領域の知識および技能を関連付け、水素を燃料として使うしくみの例の全体を働かせるおおもとして必要なものを分析して解釈できるかどうかをみること

問教育委員会学校教育課学校教育係(☎54-2006)

幕別町版電子マネー「まくPay」が始まります



Q.「まくPay」とは？

A. 幕別町商工会が発行する、電子マネー。町内のまくPay利用加盟店で利用できます。

町民だけではなく、町外にお住まいの方も利用できます。利用開始は12月を予定しています。

利用方法

幕別町商工会または利用加盟店でカードを作り、現金をチャージすることができます。チャージすると、チャージ金額の1%(ポイント)が付与されます。
【例】1万円の現金をチャージする
→1万100円分の電子マネーになります！

※買い物時に「ポイント」は付与されません。「ポイント」が付与されるのは、チャージしたときのみです。
※カードの交付を受けた後、スマートフォンのアプリに登録することで、スマートフォンで利用することもできます。

「まくPay」を持つメリット

- カードまたはスマートフォンに表示させた二次元コードを提示するだけで、現金チャージや決済(支払い)が簡単にできます。
- チャージ100円につき1%(1円)が利用者に付与されます。

利用開始に向けて、利用加盟店を募集しています。詳しくは、幕別町商工会に問い合わせください。また、**制度や利用方法の説明など、利用者向け・事業者向けの出前講座の実施もできます。**希望する場合は、商工観光課に問い合わせください。「まくPay」の詳細は、広報12月号や今後幕別町商工会が発行するダイレクトメールでお知らせします。

問幕別町商工会(☎54-2703)、商工観光課商工労政係(☎54-6606)

まずはプラスひとくち
つぎはプラス1皿

大量消費&使い切り
**かんたん
野菜レシピ**

ごぼう1本
使い切る!

調理時間
15分
+炊飯時間

1人分
402
キロカロリー

1人あたりの
野菜目標量
1日350g以上

ゴロゴロごぼうの炊き込みご飯

豚肉の代わりに油揚げや鶏肉を入れてもおいしい♡

ぼちやげらくん

材料(4人分)

- 米 …………… 2合
- ごぼう …………… 中1本(160g)
- 豚こま切れ肉… 100g
- ごま油 …………… 大さじ1

【調味料A】

- 酒・しょうゆ… 各大さじ1/2

【調味料B】

- 酒・みりん … 各大さじ1.5
- しょうゆ …… 大さじ2
- 冷凍枝豆 …… むき身で50g

1人あたり50gの野菜がとれます

作り方

①下準備をする

- 米をとき、炊飯器に入れて、水(60ml減らす)に浸す。
- ごぼうは、丸めたアルミホイルで皮をこすり水洗いする。約5mm厚さの斜め切りにした後、小さな角切りにして、水に1~2分さらす。
- 枝豆は、さやから取り出す。
- 豚肉は、1.5cmの角切りにする。

②具の材料を炒めて調味し、米と一緒に炊く

- フライパンにごま油を熱して豚肉を加え、ほぐしながら炒める。
- ごぼうを加えて炒め、【調味料A】を加えて軽く炒めた後、炊飯器の米の上に乗せ、【調味料B】を加えて炊く。
- 炊き上がった茶碗に盛りつけ、枝豆をのせる。

問保健課健康推進係(☎54-3811)

11 広報まくべつ No.850 日とき 所ところ 対対象 定定員 料料金 内内容 持持ち物 期申込期限 他その他 申申し込み 掲提出先

問問い合わせ Eメール HPホームページ ※【市外局番】☎0155 ☎01558

2022.11月号 10

受給には手続きが必要です

1世帯当たり5万円

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯など)に対し、生活費の一部を緊急的に支援するため、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給します。

対象となる世帯

基準日(令和4年9月30日)において、住民基本台帳に記録されており、次の①または②に該当する世帯の世帯主。

①令和4年度住民税が非課税の世帯

令和4年9月30日において、幕別町の住民基本台帳に記録されており、世帯全員が令和4年度住民税が非課税の世帯

②家計急変世帯

①の世帯を除き、予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、世帯全員が「令和4年度住民税が非課税相当」の収入となった世帯

※①および②は、重複しての受給はできません。

※世帯全員が住民税を課税されている方の扶養親族となっている場合は、対象となりません。

※令和4年10月1日以降に入国したなど、基準日(令和4年9月30日)において、市町村の住民基本台帳に記録されていない方は、対象となりません。

手続き方法

▶対象となる世帯の①に該当する場合

令和4年11月1日付で、町から給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付していますので、確認書に必要事項を記入して、町に提出してください。

▶対象となる世帯の②に該当する場合

申請書の提出が必要ですので、申請書に必要事項を記入して、町に提出してください。

【申請時に必要な添付書類】

- ・申請者の本人確認書類の写し
- ・受取口座を確認できる書類(通帳)などの写し
- ・令和4年中の収入が分かる書類(源泉徴収票、月の給与明細書など)の写し

☎制度について…内閣府コールセンター(☎0120-526-145 平日午前9時～午後8時)
申請について…福祉課(☎54-6612)

支給額

1世帯当たり5万円

申請期限

令和5年1月31日(火)

申請窓口

- ・役場福祉課
- ・忠類ふれあいセンター福寿
- ・札内支所
- ・糠内出張所

DV(ドメスティック・バイオレンス)などで避難中の方

DVなどで住所地以外に避難中の方も、給付金を受給できる可能性がありますので、福祉課に問い合わせください。

受給には手続きが必要です

1世帯当たり1万円

福祉灯油等支給事業を実施します

灯油価格高騰に係る低所得世帯などの福祉支援として、福祉灯油等支給事業を実施します。燃料の購入など冬期間の生活支援のため、次の要件に該当する世帯に1万円を支給します。

支給の要件

令和4年9月30日現在幕別町に住所があり、申請日まで引き続き居住している、次の1または2の要件を満たす世帯。ただし、世帯全員が住民税を課税されている方の扶養親族となっている場合は、対象となりません。

1 令和4年度住民税が非課税の世帯で次のいずれかに該当している世帯

- ①令和4年9月30日において満65歳以上の方のみで構成する世帯
- ②身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級の方が属する世帯
- ③児童扶養手当受給者が属する世帯
- ④特別児童扶養手当受給者が属する世帯
- ⑤幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に定める重度心身障害者が属する世帯
- ⑥幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に定めるひとり親家庭等の母もしくは父が属する世帯
- ⑦北海道が発行する特定医療費(指定難病)受給者証もしくは特定疾患医療受給者証の交付を受けた方または小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた方が属する世帯

2 生活保護世帯

※1に該当する方で、令和4年1月2日以降に幕別町に転入した方は、令和4年度住民税の非課税を証明する書類が必要です。

※⑦に該当する方は、北海道が発行する受給者証の提示が必要となります。

※入院している方、社会福祉施設に入所している方は、対象となりません。

※同一住居において複数の世帯が存在する場合は、いずれの世帯も1または2の要件に該当する場合に限り、助成の対象となります。ただし、助成の対象となる世帯は、当該世帯のうち1世帯のみとなります。

1の①～⑥、2に該当する方には、文書で案内しています。⑦に該当する方は、窓口まで印鑑と受給者証を持参の上、申請してください。

支給額

1世帯当たり1万円

申請期限

令和5年1月31日(火)

申請窓口

- ・役場福祉課
- ・忠類ふれあいセンター福寿
- ・札内支所
- ・糠内出張所

☎福祉課社会福祉係(☎54-6612)

1世帯当たり5万円

幕別町後期高齢者世帯生活応援給付金

電力・ガス・食料品などの物価高騰が続く中、主な収入が年金などである住民税非課税の後期高齢者(満75歳以上)のみで構成する世帯に対し、生活費の一部を支援するため、10月7日から幕別町後期高齢者世帯生活応援給付金を支給しています。

対象となる世帯には、幕別町高齢者等物価高騰対策緊急支援給付金の受給口座と同一の口座に可能な限り速やかに支給します。

☎福祉課社会福祉係(☎54-6612)

弾道ミサイル落下時の行動 武力攻撃やテロから身を守るために

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性があります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線や緊急速報メールなどにより緊急情報を通知するほか、消防用サイレンを鳴らしてお知らせします。

メッセージが流れたら すぐに!

- 屋外にいる場合**
 - 近くのできるだけ頑丈な建物に避難する。
 - 近くに頑丈な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。
- 屋内にいる場合**
 - できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

☎防災環境課防災危機管理係(☎54-6601)

消防用サイレン

30秒鳴らし、6秒休みの間隔で3回鳴らします。



消防用サイレンを確認したら

- ①速やかな避難行動
 - ②正確かつ迅速な情報収集
- 落ち着いて行動してください。

悩む前にまず電話!

ゴミの片付け・大型ゴミ・不用品処理

草刈り・枝切り・剪定・伐採

引越し・除雪・排雪・ハチの巣駆除

お困り事、なんでもご相談下さい!

かたやま便利サービス

札内青葉町19-6

電話0155(56)8001



有料広告

さいわい町整体施療院

肩こり・首のこり・膝痛・腰痛・骨盤矯正等

- 全身60分 3,500円 完全予約制
- 営業時間 午前9時～午後8時(予約受付午後7時迄)
- 定休日 水曜日 ●住所 幕別町幸町41(藤原)

☎090-8633-9063

☎問い合わせ ※[市外局番] ☎0155 ☎01558

2022.11月号

1人当たり5万円(国)+1万円(北海道)=6万円

低所得の世帯対象 子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、実情を踏まえた生活支援を行うため、給付金を支給します。

支給額 児童1人当たり一律6万円

※北海道独自の給付金が創設されたため、本給付金(5万円)に1万円を上乗せして支給します。

ひとり親世帯

▶対象者

令和4年3月31日時点で18歳未満(障害児の場合は20歳未満)の児童を養育するひとり親の方のうち、次の①から③のいずれかに該当する方

※ひとり親世帯以外の子育て世帯分の給付金がすでに支給されている場合は、対象外です。

①令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方

※対象者にはすでに支給済みです。

②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

▶申請方法

申請者の世帯の状況によって、必要な申請書・添付書類が異なります。申請前にこども課こども支援係まで連絡ください。町ホームページでも申請書様式などを掲載していますので、そちらも参照ください。

▶支給時期

申請内容を確認後、北海道から指定口座に可能な限り速やかに支給します。

申請期限 令和5年2月28日(火)

☎こども課こども支援係(☎54-6621) [HP https://www.town.makubetsu.lg.jp/kenkou/news/2022-0601-1039-47.html](https://www.town.makubetsu.lg.jp/kenkou/news/2022-0601-1039-47.html)

ひとり親世帯以外の子育て世帯

▶対象者

①、②の両方に該当する方

※ひとり親世帯分の給付金がすでに支給されている場合は、対象外です。

①令和4年3月31日時点で18歳未満(障害児の場合は20歳未満)の児童を養育する父母等

※令和5年2月までに生まれた新生児も対象になります。

②令和4年度住民税(均等割)が非課税(※未申告の場合は対象外)の世帯または令和4年1月1日以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯

▶申請方法

申請前にこども課こども支援係まで連絡ください。町ホームページでも申請書様式などを掲載していますので、そちらも参照ください。

※対象者のうち、令和4年4月分以降の児童手当(公務員を除く)または特別児童扶養手当を受給していて、令和4年度の住民税(均等割)が非課税の方は、申請不要で受給できます。

▶支給時期

申請内容を確認後、幕別町から指定口座に可能な限り速やかに支給します。

申請不要の対象者には、随時支給します。

申請期限 令和5年2月28日(火)

※新生児の場合は、令和5年3月15日(水)



町ホームページ

知っていますか？

子どもの権利に関する条例 ~すべての子どもは、幸せになる権利が保障されています~

幕別町は、平成22年7月に「幕別町子どもの権利に関する条例」を施行しました。

子どもは、生まれながらにして一人ひとりが、かけがえのない存在として、多くの人から守られ尊重されています。両親やきょうだい、親戚、学校の先生、地域の人々が一緒になって、子どもが幸せになるまちを創っていかうという理念を、まちの法律ともいえる条例として定めたものです。

子どもは、自分の意思が誠実に受け止められることで、自分が大切にされていることを実感するとともに、自分と同じように他の人に対しても大切にすることを学び、互いの権利を尊重し合う心を身に付けることができます。

▶安心して生きる権利

子どもは、大人から愛情をもって育てられ、虐待や暴力、犯罪から守られ、安全な環境のなかで暮らすことができます。どんな理由であっても、いじめや差別などで心や体を傷つけられることは、あってはならないことです。

▶自分らしく生きる権利

子どもは、自分の考えや気持ちを表すことにより、個性や違いが認められ、プライバシーや名誉が守られることにより、かけがえのない自分を大切にすることができます。

▶豊かに育つ権利

子どもは、学んだり、遊んだり、いろいろな自然や文化、芸術やスポーツに親しむことで、年齢や発達に応じたいろいろな体験をし、豊かに育つことができます。そのために、成長に必要な情報から知識を学ぶとともに、まわりの大人からのアドバイスや助けを受けることが大切です。

▶主体的に参加する権利

子どもは、自分の意見を言うことができ、その意見が大切にされ、社会に参加することができます。また、いろいろな活動に参加するために必要な情報や支援を受けることができます。

図書館・子育て支援センター・町立保育所で「子どもの権利」を特集します

11月は、図書館と子育て支援センター、町立保育所の全施設で、「子どもの権利」に関する本の展示を行っています。図書館では、貸し出しも行っていきますので、期間中にぜひお立ち寄りください。

▶図書館 11月2日(水)~28日(月)

▶子育て支援センター・町立保育所 11月1日(火)~30日(木)

☎本についての詳細は、図書館本館まで(☎54-4488)

- ◆まちの子どもたちの健やかな育ちを支えるため、みなさんの理解と協力をお願いします。
- ◆この条例の規定の全文や解説は、町ホームページに掲載しています。



いやなことがあったり、こまったりしたときは相談してみませんか？

相談場所	相談先	相談時間
子どもカウンセラー(まっく・ざ・まっく)	☎56-7821	月曜~金曜 午前10時~午後4時
	☎56-8141	上記以外の曜日、時間
スクールカウンセラー(各小・中学校)	各小・中学校	都合に応じて相談の上、決定します。
	☎54-2006(教育委員会)	
子どもの人権110番(法務局)	0120-007-110	月曜~金曜 午前8時30分~午後5時15分

☎こども課こども支援係(☎54-6621)

~11月は児童虐待防止推進月間です~

子どもを虐待から守りましょう

親権者などからの体罰は
禁止されています

令和4年度児童虐待防止推進月間標語 「『もしかして?』 ためらわないで! 189(いちはやく)」

※「189」は、近くの児童相談所につながる全国共通の電話番号です。

●児童虐待とは…

親または親に代わる保護者が、子どもの身体や心を傷つけたり、きちんとした養育を行わないことです。児童虐待は、子どもの心身の成長と人格形成に重大な影響を与えるため、早期に発見し対応することが重要です。

▶身体的虐待

殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外に閉め出す など

▶ネグレクト(養育の放棄・怠慢)

乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力を振るうことなどを放置する など

▶心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(DV) など

▶性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

●しつけについて

しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長に悪影響を及ぼす可能性があります。次のポイントを心掛けながら、子どもと向き合みましょう。

- ・子育てに体罰や暴言を使わない
- ・子どもが親に恐怖心を持つと、SOSを伝えられない
- ・爆発寸前のイライラをクールダウン
- ・親自身がSOSを出そう
- ・子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援

●虐待かも?と思ったら

児童相談所や役場の関係機関に連絡・相談ください。連絡は匿名で行うことができ、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

あなたの気づきが子どもを守り、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

☎児童相談所全国共通ダイヤル(☎189(いちはやく))
帯広児童相談所(☎22-5100 FAX☎22-5106)
こども課こども支援係(☎54-6621 FAX☎55-3008)
✉kodomoka@town.makubetsu.lg.jp)



▶地球を守る。未来を守る。そのために今できることを。



防災環境課
地域環境係
(☎54-6601)

◆不法投棄やポイ捨てはやめましょう(川や海の汚染について)

近年、海洋に流出するプラスチック類による地球環境規模での環境汚染や生態系への影響が課題となっています。世界全体で、年間約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出しているとの報告があり、2050年には海にいる魚の重量を超えるとも言われています。

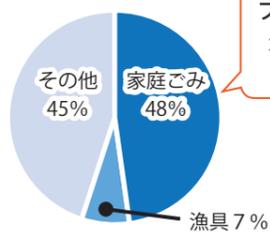
北海道が、令和2年度、3年度の2年間で調査を行ったところ、流木を除くとほとんどがプラスチックごみであることが分かりました。海へ直接捨てていないとしても、ポイ捨てや不法投棄などにより、川から海へごみは流れ出てしまいます。

散乱しているごみは、ほとんどが身の回りのごみです。身近なことから取り組み、きれいな環境を保ちましょう。もし、不法投棄を見つけた場合は、防災環境課(幕別地域)・忠類総合支所地域振興課(忠類地域)まで連絡ください。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



海岸のごみ



ペットボトルやプラスチック包装など生活ごみが約半分も占めています！



私たちにできること



地域おこし協力隊 活動日記

地域愛の醸成

私には「忠類地域読本編集のお手伝い」という任務があります。

就任した1年目は、コロナ禍の渦に飲み込まれ、編集に関する話し合いの会すら開催することができない状況でした。しかし、この1年間は私には無駄な時間ではありませんでした。忠類地域を知るための時間として十分に活用することができました。2年目は、後半になり、やっと編集委員会が開催できるようになり、6回ほど会に参加させていただきました。そして3年目の今年、編集委員会での話し合いが進み、忠類地域読本の形がはっきりとしてきました。編集完了まで秒読み段階に入っています。

この忠類地域読本は、地域愛の醸成への一助とするものです。ただ読本を読んだだけで地域愛が醸成されるわけではありません。地域愛は、地域に対する肯定的な心情が積み重ねられ、地域への愛着として形成されるものです。地域の多岐にわたる内容から、ある人は「地域の人々の人柄」から、ある人は「地域の自然や景観」から、またある人は「地域の伝統的な行事や習慣」から…。このように考えると、地域での居住年数が高いほど地域愛が醸成されやすいと捉えがちですが、実は「居住年数ではなく、地域で肯定的な体験をした時に愛着形成がされる」と言われています。



私の地域愛の醸成は、「自然の景観」と「地域のみなさんのやさしさ」からです。みなさんは、どんなことから地域愛を抱いていらっしゃいますか。忠類地区 LOVE、幕別地区 LOVE、札内地区 LOVE、そして幕別町 LOVE！幕別町は地域愛にあふれていますね。

著：小林 秋良 (こばやし あきよし)
令和2年4月1日より地域おこし協力隊として活動。愛知県出身。

▶幕別町地域おこし協力隊



株式会社忠類振興公社の解散および清算について

幕別町が筆頭株主でありました株式会社忠類振興公社は、5月30日開催の定時株主総会において解散を決議し、清算することとなりました。

同社は、前身の忠類観光物産株式会社が昭和63年6月に地域住民の出資により設立されて以来、34年にわたってアルコ236と道の駅・忠類の管理運営を担ってきました。

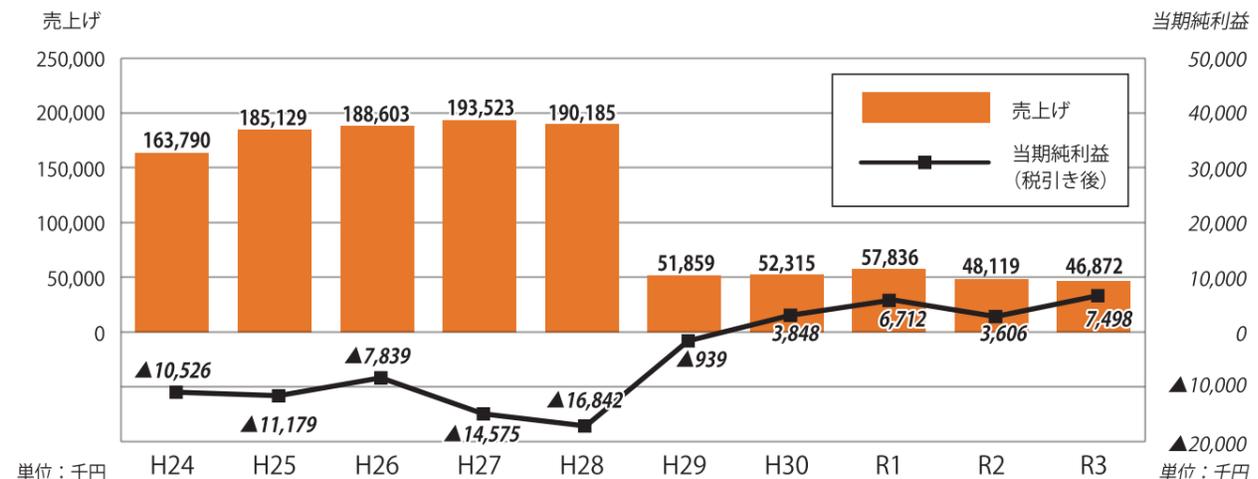
この間、地域の雇用や経済を支え、観光振興を図るだけでなく地域振興の先導役としてその役割を担ってきましたが、両施設の指定管理業務の終了に伴い解散に至りました。

同社の解散により残余財産の分配金1,924,395円(振込手数料を含む)が町に支払われました。

▶設立から解散に至るまでの経過

昭和63年 6月	地域住民64人の出資により「忠類観光物産株式会社」が設立。(資本金:1450万円)
8月	忠類村レストラン兼特産物販売センターがオープン。管理運営を担う。
平成5年 12月	忠類村が1450万円を出資し、「株式会社忠類振興公社」と名称を変更。(資本金:2900万円、村出資額:1450万円(全体の50%))
平成6年 8月	アルコ236がオープン。管理運営を担う。
平成18年 1月	忠類村が1050万円を増資。(資本金:3950万円、村出資額:2500万円(全体の63.3%))
2月	幕別町と忠類村が合併。
4月	アルコ236と忠類物産センターの指定管理者に。(1年間)
平成19年 4月	新しい道の駅・忠類がオープン。アルコ236と道の駅・忠類の指定管理者に。(平成23年度までの5年間)
平成24年 4月	アルコ236と道の駅・忠類の指定管理者に。(平成28年度までの5年間)
平成27年 1月	500万円を増資。(資本金:4450万円、町出資額:2500万円(全体の56.2%))
平成29年 4月	アルコ236と道の駅・忠類の指定管理者に。(令和3年度までの5年間)
	町議会の「指定管理のあり方調査検討特別委員会」が調査。
令和3年 7月	「令和4年度からのアルコ236と道の駅・忠類の指定管理者の候補者選定に当たっては、当該業務の専門性を有し、主体的かつ確実に業務を履行することができる事業者であるべき。」と調査結果を報告。
11月	令和3年第5回町議会臨時会にて、アルコ236と道の駅・忠類の次期指定管理者に株式会社アソビックスを指定する議案を町が提出し、可決。
令和4年 3月	アルコ236と道の駅・忠類の指定管理業務が終了。
5月30日	定時株主総会において解散を決議し、清算することを決する。

▶忠類振興公社の過去10年の売上げと当期純利益の推移



※H24～H28はアルコ236と道の駅・忠類の売上げを、H29～R3は道の駅・忠類の売上げを示す。

☎忠類総合支所地域振興課地域振興係(☎8-2111)

☎問い合わせ ※【市外局番】☎0155 ☎01558